



尼教組しんぶん

尼崎市教職員組合：尼崎市西長洲町 2-34-1
執行委員長 中川 純一
TEL 06-6481-1133 FAX 06-6481-9520
HP <http://amakyoso.wix.com/amakyoso>
E-mail amakyoso@s5.dion.ne.jp

安保 3文書

「専守防衛」投げ捨て

岸田政権は12月16日、「安保3文書」改定を閣議決定しました。防衛費を2倍に増額し、「反撃能力＝敵基地攻撃能力」保有を認める内容です。憲法に反し、「専守防衛」を投げ捨てるものです。

米戦略に呼応して
琉球弧に配備されている自衛隊

米軍 空中給油機訓練
無人偵察機も配備

陸自 海自 空自 米軍
自衛隊の訓練場や集積拠点としての基地を計画。米空母艦載機訓練も

陸自 地对艦、地对空のミサイル部隊 (約580人)。電子戦部隊も配備へ
空自 海自 空自はレーダー部隊、海自は補給・警備を担う部隊

陸自 第15旅団など約2480人。電子戦部隊も配備へ
空自 南西航空方面隊など約4040人
海自 第5航空群など約1450人
米軍 海兵隊をはじめ空海陸軍の一大拠点

陸自 沿岸監視隊約170人。電子戦部隊も配備へ

陸自 約710人が駐屯し
地对艦、地对空のミサイル部隊を配備

陸自 地对艦、地对空ミサイル部隊の配備を計画

沖繩県の石垣市議会は、「自ら戦争状態を引き起こすような反撃能力をもつ長射程ミサイルを石垣島に配備することを到底容認することはできない」と訴える意見書を政府に提出。

自衛隊は「戦力」でなく「合憲」と政府は説明

自衛隊は世界有数の軍事力ですが、政府は憲法9条2項が保持を禁じた「戦力」にはあらず、「必要最小限度の実力」であり「合憲」だという説明をしてきました。

その理由は、自衛隊は ①わが国に対する武力攻撃が発生した場合に ②他に取るべき手段がなく ③その武力攻撃を排除するのに必要最小限度の武力行使にとどまるから、というものです。

だから、①から「集団的自衛権の行使や海外での武力行使は許されない」、③から「相手国領域内にまで攻め込むことはしない」と説明してきました。この制約があるから、自衛隊は「世界標準の軍隊」ではなく、「戦力」にはあたらないとしてきたのです。歴代政府がとってきた「専守防衛」の立場です。

政府の専守防衛の説明 (1972年、田中首相)

「専守防衛というのは……相手の基地を攻撃することなく、もっぱらわが国土及びその周辺において防御を行うということでございまして、これはわが国防衛の基本的な方針」。

「安保3文書」は専守防衛を投げ捨てるもの

5年間で43兆円の軍事費を積み上げ、隣国の中枢やインフラを総攻撃する数千発の中距離ミサイルの装備を加え世界第3位の軍事力となる自衛隊が、「専守防衛」で「戦力」にあたらぬとは言えません。

「安保3文書」は安全保障政策の「大転換」

岸田首相は、「安保3文書」の改定が「戦後の安全保障政策の大転換」「歴史上最も重要な決定の一つ」と断言しています。(囲みの文参照) 吉田総理の安保条約調印は極秘で行われ、岸総理の安保改定は列島騒然の反対で内閣が退陣し、安倍総理の安保法制では徐々に国会に10万人以上の抗議が押しかけました。

岸田政権の大軍拡は、米軍に協力し海外で戦争する、その準備です。反対の声をあげましょう。

岸田首相 米国・ジョンズ・ホプキンス大学で講演

「防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組を合わせ、GDPの2%まで予算水準を確保することや、反撃能力の保有、サイバー安全保障分野の対応能力の向上、南西地域の防衛態勢の強化など、戦後の安全保障政策を大きく転換する決断をいたしました。」

「日米同盟の強化にとっても、吉田茂元総理による日米安保条約の締結、岸信介元総理による安保条約の改定、安倍晋三元総理による平和安全法制の策定(=集団的自衛権行使の容認)に続き、歴史上最も重要な決定の一つであると確信しています。」 (2023年1月14日)

軍事費を暮らしに回せば…

子育て・教育	年金	医療
大学授業料の無償化	受給者全員に年12万円増額	自己負担(1~3割)をゼロに
小中学校の給食無償化	通帳	くすり
1.8兆円	4兆8612億円	5兆1837億円

給特法 見直しの動き

どうして教員には
残業代が出ないの？

「キョートクホー」
って何？

給特法＝「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(1971年制定)は、教員に教職調整額4%を支給し、超過勤務手当を出さない根拠になっている法律です。

自民党は「教育人材の確保」、文科省は「質の高い教師の確保」の観点から、給特法の見直しを検討しています。「学校の職場はひどい長時間労働で、しかも超勤手当が出ない」ことが広く知られるようになり、教師をめざす人が減り、対応を検討せざるを得ないのでしょ



給特法成立の経緯

労働基準法ができ、教員にも適用されることになったが、政府は、教員の特殊性を理由に超勤手当を支給しなかった。

主として教職員組合の主導により、各地で超過勤務手当請求訴訟が増え、勝訴があいついだ。

文部省と人事院が1年間かけて大規模な教職員の勤務状況調査。その結果、時間外労働は小中学校平均で1時間48分。1日でなく、週にこの時間。これが4%の根拠。(カウントされない時間外労働があった)

政府が、4%の「教職特別手当」+超勤手当不支給を内容とする法案(教育公務員特例法の一部を改正する法律案)を国会に提出。4%の支給と引きかえに時間外勤務を際限なく容認するこの法案に、批判が続出。審議手続き上のミスもあり、廃案。

政府が給特法案を国会に提出。自民党のみの賛成で成立。そのポイントは

1. 教職調整額4%を支給する
2. 超過勤務手当は支給しない
3. 超過勤務の原則禁止(超勤を命じることができるのは次の①～④の場合だけ)

法文には明記されなかったことが多くあり、文部省と日教組の13回の交渉で確認事項が合意された。文部省は、この確認事項にもとづいて、規定を定め、通達を發した。

そのおもな内容は以下のとおり。

- ・原則として時間外勤務は命じない。時間外勤務をさせた場合は、適切な配慮をする。(「適切な配慮」=代休や他の日の勤務時間短縮。)
- ・時間外勤務を命じ得る業務を次のように限定した。
 - ①生徒の実習(高校)、②学校行事、③職員会議、④非常災害等やむを得ない場合に必要業務(負傷疾病等人命にかかわる場合や、非行防止に関する緊急の措置を含む)。しかも、緊急でやむを得ない場合に限定した。(職員会議を勤務時間外に計画するのはダメ)

給特法が「超過勤務やむなし」の意識を醸成

給特法がきびしく時間外労働を限定したにもかかわらず、4%の教職調整額を支払うことによって、現実には無限の残業超過勤務を許すかのような錯覚を、管理職にも教職員にも与えてしまいました。また教育行政も、超過勤務を教員の「自発的意思」を逆用して野放しにし、その解決の努力を放棄してきました。

どうする？ 給特法

教職調整額を増やす？

給料は増えますが、過労死ラインの長時間労働を認めることになってしまいます。

給特法を廃止し、超勤手当だけで？

教職調整額は本俸扱いで、ボーナスの基礎になっています。それが減れば、超過勤務が必要になってしまいます。

全教「調整額+超勤手当」を提言

現状を打開する基本方向は、教育職員の増員、少人数学級の実現、業務の見直しなど、教育職員の負担を軽減することによって、超過勤務禁止の原則が実現できる条件を整えること。

しかし、現状の超過勤務に対する賃金不払いを放置したままでは、超過勤務の深刻な現状を直視させ、是正に向けた動機付けを与えることはできません。

全教は、給特法に労働時間の総量規制を明記し、教職調整額の支給は残し、これを超える時間外労働があった場合は超過勤務手当を支給する、という提言をしています。(詳細 ⇒)

